

納税者権利憲章について

現 状

○OECD 報告書（「納税者の権利と義務」（2003））によれば、

- ・「納税者憲章（Taxpayers' Charter）」は、「納税者の税務に関する権利・義務をわかり易い言葉で要約しかつ説明して、こうした情報をより多くの納税者に周知させ理解させようとする試み」と定義される。
- ・その性質については、「法令の説明文書（手引文書）であって、それ自体は法的な文書ではない。一般的に、納税者憲章は、関係法令に含まれているもの以上に権利義務を加えるものではない」とされている。
- ・また、基本的な記載事項例としては、
 - (1)納税者の権利（①情報提供等を受ける権利、②不服申立の権利、③正当税額のみを支払う権利、④予測可能性の確保、⑤プライバシーの権利、⑥個人情報の保護）、
 - (2)納税者の義務（⑦誠実に対応する義務、⑧協力義務、⑨正確な情報・書類の期限内提出義務、⑩記帳・帳簿等保存義務、⑪期限内納付義務）、
 - (3)税法上の義務不履行の場合に納税者が受けうる制裁（⑫行政上・刑事上の制裁措置）、
が掲げられている。

○現在、OECD 加盟国中、憲章を制定している国は、30ヶ国中、24ヶ国となっている（2009年末現在・OECD 調べ等）（G7では5ヶ国で制定（米・英・仏・伊・加））。

主な論点

- 趣旨・目的、記載事項、文書の位置付け等についてどう考えるか。

OECD 加盟国における納税者憲章の制定状況（主な国）

(2009年11月現在:未定稿)

国名	納税者憲章	制定年(注1)	性格(注2)	備考
カナダ	納税者権利憲章	1985年	公文書	
ニュージーランド	納税者憲章	1986年	公文書	
イギリス	納税者憲章	1986年	公文書	○当初1986年に公文書として制定されたものは、2003年に事実上廃止。 ○2009年・財政法により、憲章の作成・公表の根拠規定を創設(2009年7月)。同年11月、歳入関税庁により憲章作成・公表。
フランス	①調査を受ける納税者の権利と義務に関する憲章 ②納税者憲章	①1987年 ②2005年	①公文書 ②公文書	①1987年の租税手続法の改正により、税務当局が税務調査実施前に同憲章を納税者に交付することとされた。 ②「簡便、尊重、公正」の3大理念に基づき、利用者と税務当局それぞれの権利・義務をわかりやすくまとめたもの。2005年5月に納税者委員会に提示された後、公表された。
アメリカ	納税者としてのあなたの権利	1988年	公文書	○1988年の税制改正法において、納税者の権利等を簡潔に説明した声明文を財務長官が作成・配布することとされた。
アイルランド	納税者憲章	1989年	公文書	
スウェーデン	納税者権利憲章	1996年	公文書	
オーストラリア	納税者憲章	1997年	公文書	
韓国	納税者権利憲章	1997年	公文書	○国税基本法(1997年改正)により、国税庁長官が憲章の制定及び告示を行うこととされた。
トルコ	納税者権利宣言	2005年	公文書	
オーストリア	納税者憲章	2008年	公文書	
スペイン	納税者権利保障(法)	1998年	法律	—
イタリア	納税者権利章典	2000年	法律	—
ドイツ	なし	—	—	—
日本	なし	—	—	—

(注1) 制定年とは、各国において最初に納税者憲章が制定された年であり、上記に示した納税者憲章が制定された年ではない場合がある。

(注2) 公文書とは、課税当局発表のもので、納税者の権利等をわかりやすくまとめた声明文あるいは法律において規定している納税者の権利を平易にまとめた公式文書をいう。

更正の請求期間の見直しについて

現 状

- 「更正の請求」は、申告に係る税額等が計算誤り等により過大である場合に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利であり、期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外措置である。
- 通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であること等を踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 別途、税務署長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

【主な更正等の期間制限】（申告納税方式による国税の場合）

区 分		期間制限（通常の場合）	脱税の場合
課税庁による	税額等の増（「増額更正」）	法定申告期限から3年（法人税については5年）	法定申告期限から7年
	税額等の減（「減額更正」）	法定申告期限から5年	
納税者による	税額等の増（「修正申告」）	法定申告期限から5年	—
	税額等の減（「更正の請求」）	法定申告期限から1年（後発的事由の場合2月）	

主な論点

- 納税者の視点に立ち、納税者から更正の請求ができる期間の延長を検討するに当たっては、増額更正の期間（原則3年）や、減額更正の期間（5年）をどのように適正に設定するかという問題があり、総合的な検討が必要ではないか。
- 更正の請求期間を延長する場合、更正処分に対する不服申立期間（現行2月間）を経過した後においても更正の請求が行えることとなり、事実上、不服申立期間が延長されることと同じこととなるが、この点について、納税者の権利救済と法律関係の早期安定との要請に照らし、どのように対応すべきか。
- 実務面への影響の検証や、執行体制の整備についてどう考えるか。

国税に関する不服申立制度の見直しについて

現 状

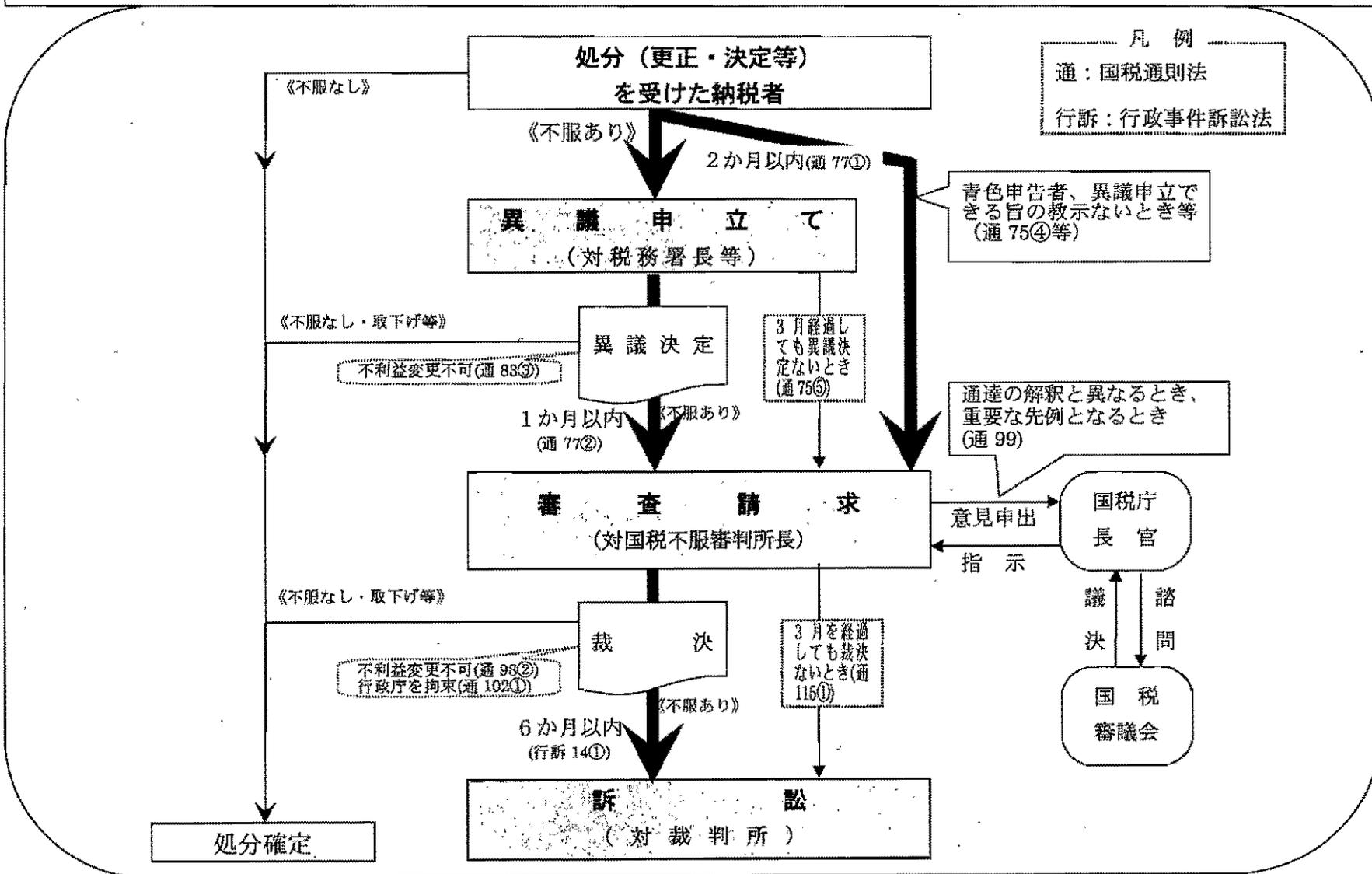
- 国税の不服申立手続においては、処分の大量性、争いの特殊性から、「異議申立て」及び「審査請求」の手続を設け、原則としてこれらの手続を経た後に原処分の取消訴訟を提起できることとし、納税者の簡易・迅速な救済と、争訟の合理化を図っている。
- また、審査請求については、特に審理の客観性・公正性を高める観点から、執行とは分離された、国税庁の特別の機関である「国税不服審判所」がこれを行うこととしている。

主な論点

- 国税の不服申立制度のあり方を見直しに当たっては、納税者の視点に立ち、納税者の簡易・迅速な救済や、争訟の合理化といった観点から、そのあり方を総合的に検討することが必要。
- また、国税不服審判所における審理の客観性・公正性を一層高める観点から、どのような見直し
が考えられるか。
- 実務面への影響の検証や、執行体制の整備についてどう考えるか。

国税に関する不服申立制度（現行）

- 国税の不服申立手続においては、処分の大量性、争いの特殊性から、「異議申立て」及び「審査請求」の手続を設け、原則としてこれらの手続を経た後に原処分の取消訴訟を提起できることとし、納税者の簡易・迅速な救済と、争訟の合理化を図っている。
- また、審査請求については、特に審理の客観性・公正性を高める観点から、執行とは分離された、国税庁の特別の機関である「国税不服審判所」がこれを行うこととしている。



租税罰則の見直しについて【22年度改正案】

現 状

- 租税に関する罰則の法定刑については、昭和56年に現行の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていなかった。
- しかしながら、大口、悪質な脱税事件が依然として多数発生しているところ（年間告発件数150～200件、1件当たり脱税額1億5千万円程度）。
- 他方、他の主要な経済犯（例えば、金融商品取引法、貸金業法、特許法等）をみても、近年、法定刑の引上げが行われているところであり、租税罰則の法定刑との乖離が生じていた。

改 正 案

犯罪類型	現行（主なもの）	改正案（主なもの）
①脱税犯 （不正手段により税を免れる行為）	・「 <u>5年以下の懲役若しくは500万円以下</u> （情状により脱税額以下）の罰金又は併科」（直接税・消費税の場合）等	・「 <u>10年以下の懲役若しくは1,000万円以下</u> （情状により脱税額以下）の罰金又は併科」（直接税・消費税の場合）に引き上げる等、法定刑の引上げ（注1）
②秩序犯 （申告書の不提出、検査忌避等の行為）	・「 <u>1年以下の懲役又は20万円以下の罰金</u> 」等（直接税・消費税の場合） ※間接税等（消費税を除く）については、基本的に罰金刑のみ	・基本的に、「 <u>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</u> 」に揃える等、法定刑の引上げ（注2） ※間接税等（消費税を除く）については、新たに「 <u>1年以下の懲役刑</u> 」を設ける
③税務職員の守秘義務違反の罪	・「 <u>2年以下の懲役又は30万円以下の罰金</u> 」（直接税・消費税）	・「 <u>2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</u> 」に罰金刑を引上げ ・ <u>守秘義務違反の統一的規定を通則法に設けるとともに、処罰対象範囲を拡大</u> （注2）

（注1）このほか、間接税等（消費税・航空機燃料税等を除く）の罰金刑については100万円（現行50万円）に、源泉所得税不納付犯の罰金刑については200万円（現行100万円）に引き上げる等の見直しを行う。

（注2）直接税・消費税の調査事務で知りえた秘密を漏洩する行為に加え、新たに間接税等（消費税を除く）の調査事務、国税犯則事件の調査事務、国税の徴収事務等で知りえた秘密を漏洩する行為を処罰対象に追加。

（注3）「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいう。

租税罰則の見直し（案）

12月3日税制調査会資料

○経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上を図る観点から、22年度改正において、次のとおり、租税罰則の見直しを行う。

現行の主な犯罪類型（主な法定刑）	対応の方向性
○脱税犯 (5年以下の懲役若しくは500万円(情状により脱税額)以下の罰金又は併科) (※直接税及び消費税の場合)	<p>・懲役刑の引上げ・罰金刑の引上げ（詐欺罪との類似性、他の経済犯の法定刑とのバランス等を考慮）</p> <p>【改正案】(1)脱税犯に係る懲役刑の上限を10年に引き上げる（直接税及び間接税等）。 (2)脱税犯に係る罰金刑の上限（定額部分）を、直接税及び消費税については1,000万円に、消費税を除く間接税等については100万円にそれぞれ引き上げる。</p>
○単純無申告罪（申告書不提出） (1年以下の懲役又は20万円以下の罰金) (※直接税及び消費税の場合)	<p>・(1)単純無申告罪の法定刑の引上げ、(2)脱税の故意をもって申告を行わず、脱税の結果を発生させた罪（無申告脱税犯）の創設（脱税犯と単純無申告犯との法定刑のバランスを考慮）</p> <p>【改正案】(1)単純無申告罪について、罰金刑の上限を50万円に引き上げる等の見直しを行う。 (2)「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた」者を処罰する規定（次に掲げる懲役刑若しくは罰金刑又はこれらの併科）を創設する。 ①懲役刑については、5年以下の懲役とする。 ②罰金刑については、直接税及び消費税については500万円（情状により脱税額）以下の罰金とし、消費税を除く間接税等については50万円（情状により脱税額の3倍）以下の罰金とする。</p>
○源泉所得税不納付罪 (3年以下の懲役若しくは100万円(情状により脱税額)以下の罰金又は併科)	<p>・懲役刑の引上げ・罰金刑の引上げ（脱税犯や他の経済犯の法定刑とのバランス、業務上横領罪との類似性等を考慮）</p> <p>【改正案】源泉所得税不納付罪の法定刑を脱税犯との均衡を踏まえ引き上げる。</p>
○不正還付の未遂 (自己名義によるものは不処罰、他人名義によるものは詐欺未遂罪として処罰)	<p>・不正還付の未遂（又は不正な還付請求行為）を処罰する規定の創設（詐欺未遂罪とのバランス等を考慮）</p> <p>【改正案】消費税の不正還付の未遂（又は不正な還付請求行為）を処罰する規定を創設する。</p>
○その他	<p>【改正案】上記のほか、検査忌避犯等の秩序犯や、税務職員の守秘義務違反に対する罰則の水準を引き上げる等の整備を行う。</p>

(注)「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいう。